

国土交通省

告示第一号

環境省

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第三条第一項に基づき、同法第二条第一項第六号トに掲げる特定施設についての民間事業者の能力を活用して特定施設の整備を促進するための基本的な指針を次のように定めたので、同法第三条第六項の規定に基づき、公表する。

平成十五年一月十六日

国土交通大臣 林 寛子

環境大臣 鈴木 俊一

民間事業者の能力を活用して特定施設の整備を促進するための基本的な指針（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第二条第一項第六号トに掲げる特定施設関係）

一 特定施設の整備の基本的な方向

1 港湾は、国民生活の向上や産業活動の発展に大きな役割を果たしているが、将来にわたり利用可能な港湾の空間は有限であり、今後とも港湾がこのような役割を果たしていくためには、港湾空間を公共財として長期にわたり活用していくための措置を講ずる必要がある。

他方、近年、内陸の最終処分場の不足に伴い、廃棄物埋立護岸での廃棄物の受入れに対する期待が大きくなっている。また、土木建築に関する工事に伴い発生する土砂についても、廃棄物と同様、内陸処分が困難化しており、新たな廃棄物埋立護岸の確保が求められてきている。

しかしながら、港湾空間の有限性を踏まえれば、廃棄物埋立護岸を港湾において計画的に確保することが必要であり、港湾においてこれらの廃棄物や土砂を受け入れるに当たっては、事前に減量化し、廃棄物埋立護岸の延命化を図るとともに、埋立後の造成地の高度利用を図ることが重要な課題となっている。

2 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（以下「法」という。）
第二条第一項第六号トに掲げる特定施設（以下「廃棄物海面処分場延命化施設」という。）は、これらの課題に対応するため、廃棄物埋立護岸において埋立てに用いられる廃棄物又は土木建築に関する工事に伴い副次的に発生した土砂（以下「廃棄物等」という。）をあらかじめ溶融、破碎、圧縮その他の方法により高度に減量する機能を有するものとしたところである。

3 廃棄物海面処分場延命化施設の整備に当たっては、技術革新等に的確に対応し、民間の資金力の活用を図るとともに、特に施設の運営に当たっては、民間の機動的かつ効率的な経営能力を最大限活用することとする。

4 当該港湾の機能の高度化を図っていくため、特定港湾開発地区においては、廃棄物海面処分場延命化施設と港湾施設の一体的な整備を図り、地区の総合的な開発整備を行うものとする。

二 特定施設の機能に関する事項

廃棄物海面処分場延命化施設は、貴重な海面に整備する廃棄物埋立護岸の延命化を図るとともに、埋立後の造成地の高度利用を図るための適切な機能を有すべきものであることから、以下の基本施設を備えるとともに、必要に応じ、その機能の増進を図るための関連施設を含むものとする。なお、法第二条第一項第十六号に掲げる特定施設については、含まれないものとする。

1 基本施設

・ 廃棄物等減量化施設

廃棄物埋立護岸をできるだけ長く利用できるように、また、埋立後の造成地の高度利用を図るため、廃棄物等をあらかじめ溶融、破碎、圧縮その他の方法により高度に減量する機能を有する施設（稼働状況の監視又は制御を行うための装置が設置された施設を含む。）

2

関連施設

- ・ 廃棄物等減量化施設において減量化する廃棄物等を受け入れ、及び一時的に保管するための施設並びに減量化後の残さを一時的に保管するための施設（廃棄物にあつては、廃棄物埋立護岸に移送する場合に限る。）
- ・ 廃棄物等減量化施設において受け入れる廃棄物等又は減量化後の残さを他の場所へ移送するための荷役施設
- ・ 周辺地域の環境保全のために設置される施設
- ・ 施設の管理及び運営の用に供される事務室（廃棄物等減量化施設に該当する施設を除く。）並びに専ら施設の管理及び運営の事業を行う事業者の用に供される福利厚生施設
- ・ 港湾における廃棄物埋立護岸に関する理解の増進を図るための研修施設であつて、視聴覚設備を備えているもの
- ・ 港湾における廃棄物埋立護岸に関する理解の増進を図るための展示を行うための展示施設
- ・ 廃棄物等減量化施設において受け入れる廃棄物等又は減量化後の残さの海上輸送の用に供される係留施設（廃棄物にあつては、廃棄物埋立護岸に移送する場合に限る。）

三 特定施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地に関する事項

廃棄物埋立護岸に隣接し若しくは近傍に立地していること又は海上輸送により広域的に輸送する場合は、減量化後の残さ等の積出しを予定している岸壁に隣接し若しくは近傍に立地していること。

2 規模に関する事項

廃棄物等を二十分の一以下に減量する能力を有するものであること。

3 配置に関する事項

各個別施設は、同一敷地内に配置されることが望ましい。ただし、用地の制約等の事情により、分散して配置される場合には、一体的な管理が可能なように配置されること。

四 特定施設の運営に関する事項

1 廃棄物埋立護岸の延命化に資する廃棄物海面処分場延命化施設の利用の拡大が図られるよう、廃棄物埋立護岸を管理する者と連携して適切な運営を行うこと。

2 廃棄物海面処分場延命化施設の運営は、単一の事業者により行われるのが望ましいが、個別施設が複数の事業者によって分担して運営される場合においても、当該複数の事業者がそれぞれの

事業計画の立案及び実施に当たり、密接な連絡及び協議を行うこと。

3 廃棄物海面処分場延命化施設の利用が安定的かつ継続的に行われるよう運営するとともに、施設の安全性を確保するため、廃棄物海面処分場延命化施設の保守管理体制に万全を期すこと。

4 廃棄物海面処分場延命化施設の運営に当たっては、安定的かつ健全な経営が行われるよう積極的な経営努力を行うものとする。このため、中長期的な収支計画を作成し、随時見直しを図るものとする。また、民間において実務経験を有する者の積極的登用に努めるものとする。

五 環境の保全その他特定施設の整備に際し配慮すべき重要事項

1 廃棄物海面処分場延命化施設の整備に当たっては、必要に応じ、その環境に与える影響を調査し、検討すること等により、環境の保全に配慮するものとする。

2 廃棄物海面処分場延命化施設の整備に当たっては、港湾の開発又は利用が促進されるよう配慮するものとする。

六 特定港湾開発地区の指定に関する事項

我が国の経済社会は、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした社会のあり方を改め、廃棄物の減量化等により循環型社会を形成することが不可欠となっており、港湾においても、

これまで港湾に強く求められていた物流機能や生産機能の高度化に加え、循環型社会の形成に資する機能等を充実し、時代の変化に即応した総合的な港湾を整備していくことが緊要な課題となっている。

法第二条第二項に規定する特定港湾開発地区は、特定施設を中核として、これと一体的に港湾施設を整備することにより、経済社会の変化に即応した港湾の開発又は利用を促進するため、特に、その開発整備を図ることが適当と認められるものとして指定するものであることにかんがみ、廃棄物海面処分場延命化施設に係る特定港湾開発地区は、次の点に留意して指定するものとする。

1 港湾全体の開発又は利用の促進に資すること

港湾は、物流機能、生産機能、国際機能、情報機能、生活機能等多様な機能を有しており、これらが互いに連携し、全体として調和が図られることにより、高度な港湾の機能が発揮されることになる。このため、特定港湾開発地区は、国土の均衡ある発展に配慮しつつ、港湾の利用状況及び将来の発展方向を踏まえ、港湾全体の機能の高度化を図り、港湾の開発又は利用の促進に資することが必要である。

2 港湾の開発整備の拠点を形成すること

廃棄物海面処分場延命化施設を中心として循環型社会の形成に資する港湾の開発整備の拠点を形成することが必要である。

3 その他の留意事項

港湾計画その他地域の振興又は開発に関する計画との調和を図るものとする。

七 特定港湾開発地区の開発整備の方針の策定に関する事項

開発整備の方針は、特定港湾開発地区の開発整備の基本的方向を定めるものであるとともに、特定施設の整備計画の認定の基準となるものであることにかんがみ、その策定に当たっては、特定港湾開発地区の指定に関する事項を勘案するとともに、港湾計画との整合性に配慮しつつ、次の事項を定めるものとする。

1 開発整備の目標

当該特定港湾開発地区の港湾全体における位置付けを明らかにしつつ、特定施設を中心とする循環型社会の形成に対応した地域の拠点としての地区の開発整備の方針等を定めること。

2 特定施設の種類その他特定施設に関する事項

開発整備の目標を達成するために整備されることが適当と認められる特定施設の種類及び必要に応じおおむねの位置等を定めること。

3 港湾施設の整備に関する事項

廃棄物海面処分場延命化施設の機能を増進し、当該特定港湾開発地区の開発整備の目標を達成

するため、一体として整備されるべき港湾施設の種類等を定めること。

4 その他特定港湾開発地区の開発整備に関し必要な事項

開発整備の目標を達成するために整備されることが望ましい公益施設、業務施設等に関する事項等について、必要に応じ定めること。